

第6編

緊急対応事態対応編

第6編 緊急対処事態対処編

我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくいですが、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急対処事態において町が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2編から第5編に定めるところに準じて実施していくこととする。

第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置

町は、本町の地理的、社会的特性等を考慮し、発生する可能性が高い緊急対処事態として、以下のとおり3つを想定した。

この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、町は、県の「緊急対処事態対応マニュアル」に準じ、具体的な実施内容を定めた「町緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施することとする。

1 想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 危険物施設が爆破された事態

2 町緊急対処事態対策本部の設置

国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、町長は対策本部を設置し、職員を配備する。

